令和2年度東京都デマンド交通の導入支援事業補助金交付要綱

3 1 都市基交第 1 1 2 5 号 令 和 2 年 3 月 3 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、デマンド交通の導入に向けた検討・調査や実証運行を行う事業に対して、経費の一部を補助することにより、地域の特性に応じた効率的な地域公共交通ネットワークの形成を促進し、誰もが移動しやすい利便性の高い都市の実現に寄与していくことを目的とする。

(定義)

- 第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - ー デマンド交通

道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第3条の三に定める路線不定期運行または区域運行の態様であって、利用者の需要に応じて運行される公共交通をいう。

二 実証運行

実施期間をあらかじめ定めておき、その期間中に利用状況や利用者満足度等により運行の効果を把握する事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、デマンド交通 の実証運行実施に係る事業とする。

(実施主体)

第4条 補助事業の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、補助事業の運営を 団体等に委託し、又は団体等に助成して実施することができるものとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表1に掲げるものから、運賃等の収入額を控除した額とする。

(補助金の額等)

第6条 この補助金の交付額は、予算の範囲内とし、かつ、別表1に定める額を限度に補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数を生じさせた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 区市町村長は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 知事は、前条の申請があったときは、所要の審査を行い、適正であると認めたときは、補助金の交付決定をし、交付決定通知書(第2号様式)により区市町村長に通知するものとする。

(補助の条件)

第9条 知事は、前条による補助金の交付決定にあたって、必要な条件を付すことができる。

(補助事業の計画変更の申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者が、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

- 第11条 知事は、前条の申請があり、所要の審査を行った上で適正であると認めたときは、 補助金交付決定額の変更を行うことができる。
- 2 知事は、補助金交付決定額の変更をしたときは、補助金交付決定額変更通知書(第4号 様式)を、区市町村に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第12条 区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第13条 区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業事故報告書(第6号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 区市町村長は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(第7号様式)に関係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。第12条の規定により廃止の承認をした場合もまた同様とする。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が、第8条に規定する補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、補助金確定通知書(第8号様式)により、区市町村長にその旨を通知する。

(補助金の請求)

第16条 区市町村長は、前条の規定により確定した補助金を請求するときは、請求書(第9号様式)により請求するものとする。

(財産処分の制限)

- 第17条 区市町村長は、補助事業により取得しまたは効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 区市町村長は、第4項で定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 区市町村長は前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書(第 10号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 本条の適用期間は、補助対象事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に掲げる耐用年数の期間を経過するまでとする。

(帳簿の保管義務)

第18条 区市町村長は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業 完了後5年間保存しなければならない。

(申請書等の提出先)

第19条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類は、東京都都市整備局都市基盤部 交通企画課に提出するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京 都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

[別表1] (要綱第5条及び第6条関係)

種目	補助対象経費	補助限度額
デマンド交通の導入に向け	現況交通実態調査、ニーズ把握調査等、	5,000 千円
た計画策定に要する費用	計画策定に要する調査費	
デマンド交通の実証運行の	実証設備費、運行経費、広報費、調査費	20,000 千円
実施に要する費用		